

1 歳 6 か月から 2 歳までの延長事由

2 歳までの延長期間中の
育休開始予定日の追加

4 従業員は、その養育する 1 歳 6 か月から 2 歳に達するまでの子について、次の各号のいずれにも該当（特別の事情のある場合(2)のみに該当。）する場合に限り、申出により、育児休業をすることができる。なお、育児休業開始予定日は、子が 1 歳 6 か月の誕生日応当日又は申出をする従業員の配偶者が育児休業をする場合には、当該育児休業に係る育児休業終了予定日の翌日以前の日とする。

- (1) 子が 1 歳 6 か月に達する日において、本人又はその配偶者が育児休業をしている場合
- (2) 子の 1 歳 6 か月到達日後の期間について休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合として以下のいずれかに該当する場合
 - ① 保育所等に入所を希望しているが、入所できない場合
 - ② 従業員の配偶者であって、子の 1 歳 6 か月の誕生日応当日以後に子の養育に当たる予定であった者が、次のいずれかに該当した場合
 - i 死亡したとき
 - ii 負傷、疾病等により子を養育することが困難な状態になったとき
 - iii 子と同居しないこととなったとき
 - iv 6 週間（多胎妊娠の場合にあつては、14 週間）以内に
出産する予定であるか又は産後 8 週間を経過しないとき
 - ③ 産前産後休業又は新たな育児休業、出生時育児休業の開始により育児休業期間が終了した場合で、産前産後休業又は育児休業、出生時育児休業の対象となった子が、死亡し、又は従業員と同居しないこととなったとき